

資料編

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市子ども読書活動推進計画を策定するために、富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 富士見市子ども読書活動推進計画策定に関すること。
- (2) 子ども読書活動推進に関する調査研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、中央図書館長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の円滑な運営に資するため、教育委員会生涯学習課及び中央図書館で構成する事務局を設ける。

2 事務局の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行し、富士見市子ども読書活動推進計画の策定をもって廃止する。

別表(第3条関係)

委員長	教育委員会 生涯学習課長
副委員長	教育委員会 中央図書館長

委員	総合政策部 政策財務課長
	市民生活部 鶴瀬西交流センター所長
	健康福祉部 福祉課長
	健康福祉部 障害福祉課長
	健康福祉部 子育て支援課長
	健康福祉部 健康増進センター所長
	健康福祉部 みずほ学園長
	教育委員会 学校教育課長
	教育委員会 教育相談研究室長
	教育委員会 鶴瀬公民館長

4 富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会開催経過

回数	開催日	内容
第1回	平成19年7月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども読書活動推進計画について (2) 策定委員会の設置について (3) 富士見市の計画について <ul style="list-style-type: none"> 目的と基本方針 計画期間・対象 計画の作り方 取り組みの現状把握のための調査 (4) 今後のスケジュールについて
第2回	平成19年8月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富士見市子ども読書活動の現状について <ul style="list-style-type: none"> 取り組みの状況調査の結果について 子ども読書活動の現状のまとめ方について (2) 計画の基本的考え方について <ul style="list-style-type: none"> 計画策定の目的 計画の基本方針(目標) 計画の期間 計画の対象 推進体制の確立について
第3回	平成19年10月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの読書活動調査結果について (2) 前回の委員会での意見に対する対応 (3) 計画推進のための取り組みについて

		現状と課題の確認 施策の方向と具体的取り組みについて
第4回	平成19年11月13日(火)	(1)富士見市子ども読書活動推進計画素案について (2)今後の協議の予定について 富士見市自治基本条例第13条に基づく「パブリックコメント実施」について 教育委員会、図書館協議会からの意見聴取について 今後の会議について
第5回	平成20年2月12日(火)	(1)パブリックコメント実施による意見募集の結果について (2)富士見市子ども読書活動推進計画策定について (3)今後の予定について 委員会報告書提出について 教育委員会、図書館協議会への報告について 本委員会の会議終了について